資料№1	厚生消防常任委員会所管事務報告資料 令和8年 10 月 6 日【生活環境部生活環境課】

犯罪被害者等支援条例の制定について

1. 目的

・被害者の生活の場である市が、条例を制定して被害者支援を行うことにより、被害者の生活の立て直しに寄り添った支援を行う。

・条例の制定により、いつ、誰に起こるか分からない犯罪における被害者等に対する支援に取り組む姿勢を市民に明確に示す。

・地域全体で被害者を排除せず、回復を支える環境を整えることにより、地域社会全体で支えていくという市民意識の醸成を図る。

・犯罪被害者等の支援の施策に関する基本事項を定め、犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与する。

2. 制定状況と近隣の動向

・全国 1,721 市町村のうち 1,264 自治体が制定【制定率 73.4%(令和8年4月時点)】

・道内35市中15市が制定【制定率42. 9%(令和8年4月時点)】

・近隣市では、札幌市(R7.4)、江別市(R8.1)、北広島市(R8.4)、石狩市(R8.6)が条例を制定している。千歳市は見舞金を制度化予定(R9.4)。

3. 検討体制

・庁内検討会議:「犯罪被害者等支援検討会議」を立ち上げ、支援の在り方を検討し、条例に反映

・市 民 委 員 会:「恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画」を所管する「恵庭市安全で安心なまちづくり実行委員会」を開催し意見聴取を行い、条例に反映

4. スケジュール

時 期	内 容
8月24日	犯罪被害者等支援検討会議 開催
10月6日	厚生消防常任委員会 報告
10月	安全で安心なまちづくり実行委員会 開催
11月	犯罪被害者等支援検討会議 開催
	パブリックコメント予告
12月8日	安全で安心なまちづくり実行委員会 開催
12月	犯罪被害者等支援検討会議 開催
12月～1月	パブリックコメント実施
2月18日	令和9年 第1回定例会初日 上程
4月1日	条例施行(予定)